

旧福島県立喜多方東高等学校の利活用に関する答申書

令和8年8月4日

旧福島県立高等学校利活用検討協議会

答 申

本協議会は、諮問を受けた旧福島県立喜多方高等学校の利活用について、これまで多様な視点から協議・検討を重ねてまいりました。

このたび、旧福島県立喜多方高等学校跡地利活用基本構想の趣旨を踏まえ、公民連携可能性調査の結果等を基に作成された旧福島県立喜多方高等学校跡地利活用基本計画（素案）（以下「計画案」という。）について協議・検討を行いました。

その結果、計画案に示す利活用は、民間事業者の参画を前提とした土地利用を基本とし、地域経済の活性化、市民サービスの向上及び健全な財政運営の観点から、適切な内容であると判断します。

また、新たな公共施設を整備せず、事業用定期借地権を設定して民間事業者に土地を貸し付ける事業スキームは、将来的な財政負担の軽減を図りながら、持続可能な土地利用を実現する上で有効であると認めます。

以上のことから、本協議会は、計画案の内容を基に旧福島県立喜多方高等学校跡地の利活用を進めることが妥当であるとの意見をもって答申します。

市においては、本答申の趣旨を踏まえ、公民連携による魅力ある土地利用を推進するとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの向上につながる事業の実現に努められるよう望みます。

なお、事業推進に当たり、次の事項について附帯意見として申し添えます。

附帯意見

1 事業実現性の確保

事業の実現には、民間事業者の参画及び継続的な事業運営が不可欠であることから、公募条件等を十分に検討するとともに、事業リスクの適切な管理に努めること。

2 観光案内機能の充実

本市の観光の玄関口として観光客の利便性を図るため、情報発信のみならず、観光振興に寄与する機能を検討すること。

3 道路整備及び交通安全対策

北側市道（都市計画道路 坂井四ツ谷線）など利用者の利便性を向上させる道路の整備促進を図るとともに、周辺道路における交通安全対策について、民間事業者及び関係機関と十分連携し、利用者及び地域住民の安全確保を図ること。

4 景観及び環境への配慮

周辺地域との調和、喜多方らしさを意識した景観の形成に配慮するとともに、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の低減に努めるよう事業者を求めること。

5 情報公開

事業内容や進捗状況について、市民等への適時適切な情報提供に努めること。